

戸田市告示第267号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第8条第2項に基づく戸田市屋外広告物条例（平成25年条例第39号）第20条及び第21条の規定により、法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物（以下「広告物」という。）を保管している旨を、次のとおり告示します。

令和8年6月17日

戸田市長 菅原 文仁

- 1 除却した広告物  
別紙「屋外広告物等保管物件一覧簿（貼り札等）」のとおり
- 2 保管物件一覧簿の閲覧場所  
都市整備部都市計画課
- 3 公示期間  
公示の日から2日間

